

宿毛市における小中学校整備事業優先交渉権者の決定について

宿毛市は、平成 30 年 10 月 9 日に宿毛市における小中学校整備事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づく特定事業として選定し、公募型プロポーザル方式による募集を行いました。

その後、参加表明のあった事業者 2 グループからの企画提案があり、平成 31 年 2 月 1 日に宿毛市における小中学校整備事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査を行い、優先交渉権者を選定しました。市はこの審査結果を踏まえ、P F I 法第 8 条第 1 項の規定に基づき、優先交渉権者を次のとおり決定したので公表します。

なお、審査結果の詳細については選定委員会における審査講評を添えて、後日公表する予定です。

平成 31 年 2 月 1 日
宿毛市長 中平 富宏

記

1. 事業名：宿毛市における小中学校整備事業
2. 優先交渉権者
株式会社 山幸建設を代表企業とするグループ
3. 次点者
応募事業者 B グループ